## 共同事業体協定書 (例)

(目的)

- 第1条 当該共同事業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。
- 一 国土交通省水管理・国土保全局委託に係る下水道技術海外実証事業(当事業内容の変更に伴 う事業含む。「実証事業」という。)
- 二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同事業体は、〇〇共同事業体(以下「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当共同体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、実証事業の委託契約の履行後〇ヶ月を経過 するまでの間は解散することができない。
- (注) 〇の部分は、例えば3と記入する。
- 2 業務を受託することができなかったときは、当共同事業体は、前項の規定にかかわらず、当 該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

- 第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。
  - ○○県○○市○○町○○番地
  - 〇〇株式会社
  - 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
  - 〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

- 第7条 共同体の代表者は、委託事業の履行に関し、共同体を代表して委託者及び監督官庁等と 折衝する権限並びに自己の名義をもって事業委託料(概算払金を含む。)の請求、受領及び共 同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。
- 2 構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法(昭和45 年法律第48 号)第2章及び第 3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、共 同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者であ る企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代

表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

#### (分担業務)

- 第8条 各構成員の実証事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担事業の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。
  - ○○の○○業務○○株式会社
  - 〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社
- 2 前項に規定する分担事業の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

## (運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、実証事業の履行に当たるものとする。

## (構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担事業の進捗を図り、委託 契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

#### (取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

# (構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担事業を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配 を受けるものとする。

# (共通費用の分担)

第13条 本事業を行うにつき発注した共通の経費等については、分担事業額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

#### (構成員の相互間の責任の分担)

- 第14条 構成員がその分担事業に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを 負担するものとする。
- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議する ものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が実証事業を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担事業を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担事業を完了するものとする。
- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(知的財産権)

第18条 構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別金、定めるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社、○○株式会社・・・は、上記のとおり○○共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇共同事業体

代表者

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 印

構成員

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 印

〇〇大学

学長 〇 〇 〇 〇 印\_\_